

平成22年第2回定例会

健康福祉病院常任委員会

説明資料

【議案補充説明資料】

◇ 議案なし

【所管事項説明資料】

I 三重県病院事業中期経営計画(平成22~24年度)【骨子案】について	1	頁数
-------------------------------------	---	----

別冊 三重県病院事業中期経営計画(平成22~24年度)【骨子案】

平成22年10月6日

病院事業庁

【所管事項説明】

I 三重県病院事業中期経営計画(平成22~24年度)【骨子案】について

1 『中期経営計画(平成22~24年度)』の位置づけ【本冊 第1章(1~2頁)】

(1) これまでの改善取組と環境変化

本県の病院事業は、平成10年度より2次6カ年にわたる経営健全化計画をスタートさせるとともに、平成11年4月からは地方公営企業法の全部適用に移行し、経営の健全化に取り組んできました。

その結果、第1次健全化計画(平成10~13年度)の最終年度には4病院全体で、第2次健全化計画(平成14~15年度)の各年度においては、各病院それぞれが経常収支を均衡させることができました。なお、平成16年度には議会の議決を経て、累積欠損金約174億円全額を資本剰余金で相殺解消する手続きを行っています。また全職員が一丸となって業務改善に取り組むためのマネジメントシステムとして、バランス・スコアカード(BSC)を導入し、総合的な取組を進めてきたところです。

平成16年度には中期経営計画(平成16~19年度)を策定し、県保健医療計画に位置づけられた県立病院の4つの役割に基づき、地域の皆さんに選ばれる病院づくりを進めてきました。

しかし、新しい医師臨床研修制度の導入や診療報酬の引き下げ改定等、病院運営を取り巻く環境が著しく変化するなか、特に医師・看護師不足の影響により、病院機能が十分に発揮できなくなりました。このような状況のなか、県においては、県立病院の役割・機能や経営形態等についての検討が行われました。

平成20年度からの県立病院の運営方針については、この県立病院の役割・機能や経営形態等が検討中であったことから、前年度の各病院の取組を総括した上で、当該年度にかかる重点取組や目標値等を「当面の運営方針」として取りまとめ、病院運営を行ってきたところです。

(2) 『中期経営計画(平成22~24年度)』の位置付け

① 県立病院改革について

病院運営の状況が厳しさを増すなか、県においては、県立病院の役割・機能や経営形態等について検討が行われ、平成22年3月には、『県立病院改革に関する基本方針』として決定したところです。

② 『中期経営計画(平成22~24年度)』について

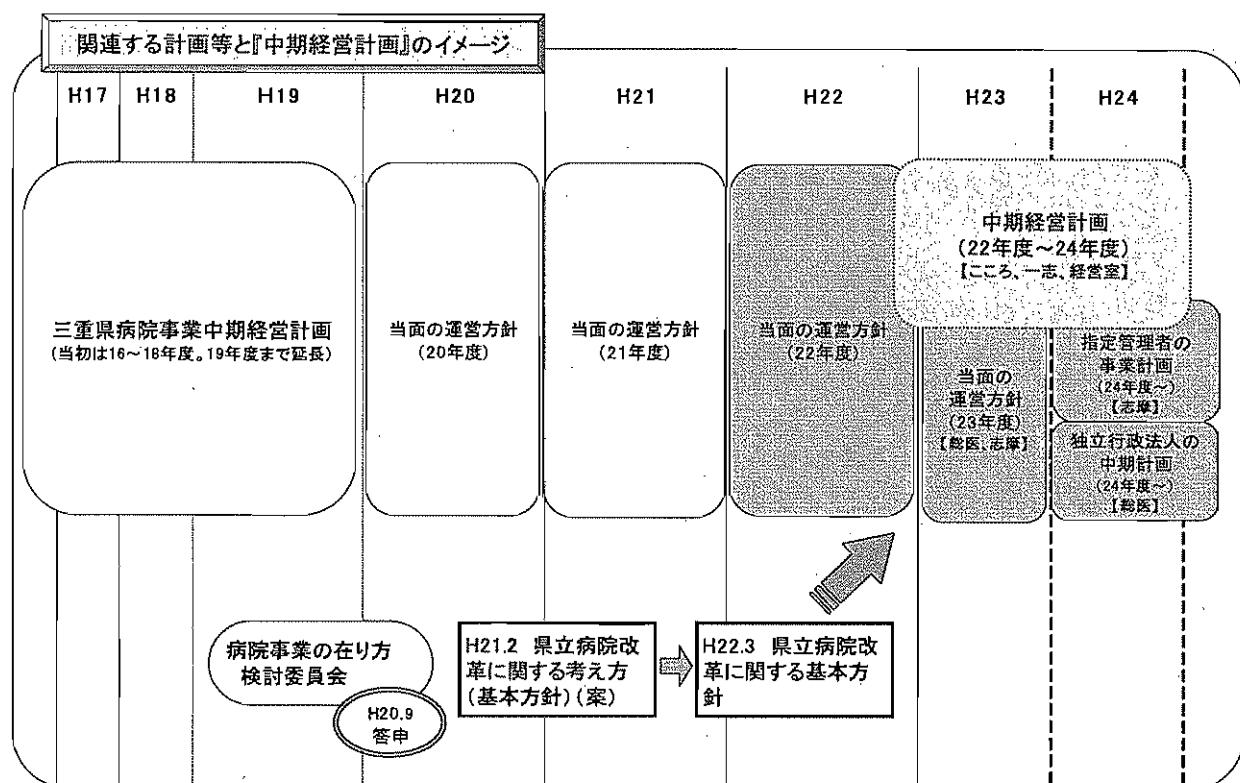
『県立病院改革に関する基本方針』では、総合医療センターの特定地方独立行政法人化及び志摩病院への指定管理者制度の導入が、平成24年度からとされたものの、一志病院については、「病院の姿」可能性詳細調査の結果を踏まえ、直ちに民間

【所管事項説明】

移譲の手続きを進めることは困難であることから、当分の間は県立県営での運営を行うこととされ、また、こころの医療センターについても全部適用の継続が示されています。

『中期経営計画（平成22～24年度）』は、このような状況を踏まえ、平成24年度から地方独立行政法人に移行する総合医療センター及び指定管理者制度が導入される志摩病院においては、平成23年度においても「当面の運営方針（平成23年度）」を策定することを前提に、こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁（県立病院経営室）における平成22年度から平成24年度までの中期的なビジョンと戦略及び具体的な行動に向けた取組を取りまとめたものです。

なお、計画期間中の各年度の詳細な計画については、年度毎に「年度計画」を作成することとし、成果指標等の進行管理については、「バランス・スコアカード」（BSC）により行うこととします。



【所管事項説明】

2 病院のビジョン及び経営方針について【本冊 第2章（3～4頁）】

（1）こころの医療センター

① ビジョン

県民のより良いこころの健康をめざし、三重県の精神科医療をリードします。

② 経営方針

- ・ 患者や家族の視点に立って、政策的医療や先進的医療の推進を図ることにより、三重県精神科医療の中核病院としての役割を発揮します。
- ・ 精神科医療倫理を遵守するとともに、人材の育成を図り、多職種チームによる専門医療を展開し、良質な医療サービスの提供に努めていきます。

（2）一志病院

① ビジョン

- ・ 地域の医療ニーズに応えるため、家庭医療を核とした新しい地域医療モデルを確立し、安心して暮らせる地域づくりに貢献します。
- ・ 地域医療を担う家庭医育成の中心的役割を担い、県内への医師定着に貢献します。

② 経営方針

- ・ 医療の質、医療のサービス向上に努め、患者満足度の高い医療を目指します。
- ・ 家庭医療を診療の中心とし、地域特性からくる幅広いニーズに応えます。
- ・ 当院を研修フィールドとする人材育成の体制を整備します。

（3）病院事業庁（県立病院経営室）

① ビジョン

良質な医療の安定的、継続的な提供をするとともに、医療面から地域の安全・安心を支援することにより、県民から信頼・支持される県立病院づくりを行います。

② 経営方針

- ・ それぞれの病院が、役割及び機能を十分に発揮し、良質で満足度の高い医療を継続的に提供できるよう取り組みます。
- ・ 地域住民や関係機関への十分な説明と対話により、理解と協力を得た上で、県立病院改革を円滑に推進します。
- ・ 志摩病院の指定管理者制度導入後の病院経営については、病院事業庁（県立病院経営室）が経営主体として関与するとともに、病院の管理運営についても、必要に応じて指示・指導を行います。

【所管事項説明】

3 主な業務計画・成果目標について【本冊 第3章（5～11頁）】

（1）こころの医療センター【本冊 第3章（5～7頁）】

① 病院機能の再編・見直しに関すること

精神医療政策の方向性が、入院医療中心から地域生活支援へと移りゆく中、病院機能の再編・見直しを行い、外来通院医療、アウトリーチサービスの充実に向けた取組を展開していきます。

② 精神科救急・急性期医療の推進に関すること

政策的医療としてニーズの高い、精神科救急医療の充実を目指します。三重県精神科救急システムを支援し、休日・時間外患者など救急患者の受け入れに対応し、自傷・他害の恐れが高い措置鑑定診察を行うとともに、三重県全体の課題である「三重県精神科救急情報センター」が担うべき役割・機能の充実に向けた支援を県健康福祉部とともに進めています。

また、患者の早期社会復帰を目指すため、急性期医療に重点をおき、平均在院日数の短縮化や寛解率の向上を目指します。

③ 地域支援・社会復帰推進の体制整備に関すること

精神科急性期医療の充実や、長期入院患者の地域移行支援を行うには、地域支援・社会復帰支援体制の充実が必要となります。精神障がい者地域移行支援事業の活用を図り、長期入院患者の社会復帰を促進していくとともに、地域生活を行いながら、適切な治療支援を行っていく体制づくりとして、訪問看護体制やデイケア活動等の充実を図ります。

④ アルコール依存症治療の取組に関すること

県内で唯一のアルコール依存症専門治療病棟を有し、専門の研修を履修したスタッフによる充実したアルコール依存症治療プログラムの提供を行っていきます。また、外来・通院医療のニーズが高まっていることから、アルコール専門のデイケアを開設し、多様なニーズに対応した取組を展開していきます。

⑤ 人材確保・育成に関するこ

精神科医療においては、一般診療科以上に、人材の確保・育成が重要です。特に精神保健指定医については、施設基準上、診療報酬上ともに重要なことから引き続き確保と育成に努めるとともに、看護の専門性の向上を図るため、専門・認定看護師についても確保と育成に努めています。そのために、人材育成ビジョンに基づいた、「人材育成研修」を実施し、精神科医療スタッフのスキル向上を図ります。

（2）一志病院 【本冊 第3章（8～10頁）】

① 家庭医療を核とした医療サービス提供の取組に関するこ

過疎化、高齢化が進む地域では、身近な病気をはじめ、けがや心の悩みへの対応、必要に応じた入院、病気の予防などについて、幅広い総合的な診療（家庭医療）が

【所管事項説明】

求められています。そのため、家庭医療を中心とした医療サービスを提供することにより、過疎化、高齢化の進む地域における新しい地域医療モデルを確立します。

② 家庭医育成の取組に関すること

医療の高度化、専門化が進む一方で、地域医療を担う医師の不足が深刻な問題となっています。そのため、地域医療に対応できる幅広い臨床能力を有する医師（家庭医）の育成に全国に先駆けて取り組んでいる三重大学と連携し、県内における家庭医育成の中心的な役割を担います。

③ 収支改善の取組に関すること

地域住民に必要な医療サービスを継続的に提供していくためには、経営の健全化が必要です。当院は、不採算地区に立地していることから、公的負担を受けているところですが、健全経営を目指し、入院・外来患者数の増、予防医療受診件数の増等により収益の増加を図るとともに、給与費や材料費等の縮減に取り組むことにより費用の削減を図ります。

(3) 病院事業庁（県立病院経営室） 【本冊 第3章（10～11頁）】

① 医師・看護師確保に向けた取組

県立病院で働く医師を確保するためには、勤務医にとって働きがいのある職場環境づくりが必要となります。

そのために、研修環境の充実、医師に係る各種手当の見直しによる処遇の改善等を図ります。

また、県立病院で働く看護師の確保・定着を図るため、助産師及び看護師修学資金制度の活用や新人看護師への技術支援等に引き続き取り組みます。

② 経営改善に向けての取組に関すること

各県立病院については、それぞれの役割・機能を發揮するとともに、不断なる経営改善の取組が必要となっています。そのために、国等の医療を取り巻く動向や他の先進病院等の情報提供を行うとともに、各病院の取組に対する提案・支援を行っていきます。

また、病院事業会計の内部留保資金の枯渇も懸念されることから、各県立病院の経営収支の改善による資金の確保に努めるとともに、一般会計からの長期借入金や出資の受け入れ等による資金確保について検討します。

③ 県立病院改革の推進に関すること

『県立病院改革に関する基本方針』に基づき、今後も県民に良質な医療を継続して提供できるよう県立病院改革を推進していきます。

特に、総合医療センター及び志摩病院については、平成24年4月の経営形態変更に向けて、地域住民、関係機関及び職員に対して十分な説明を行い、理解と協力を得た上で、円滑な移行が行えるように努めます。